

○徳島大学博士論文等のインターネットの利用による公表要領

平成 25 年 9 月 18 日
大学教育委員会委員長制定

(目的)

第 1 条 この要領は、徳島大学学位規則（昭和 50 年規則第 496 号。以下「学位規則」という。）第 15 条及び第 16 条の規定に基づく論文要旨等及び学位論文（以下「博士論文等」という。）のインターネットの利用による公表について、必要な手続等を定めることを目的とする。

(博士論文等の公表方法)

第 2 条 本学の博士論文等のインターネットの利用による公表は、徳島大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）を利用するものとする。

(公表申請)

第 3 条 博士の学位申請者のうち、学位取得後の学位論文を機関リポジトリにより公表を行う予定の者は、学位申請時に各教育部学位規則実施細則の学位論文提出手続に定める提出書類に加え、次の各号に掲げる書類等を学位を申請する教育部の長に提出するものとする。

- (1) 学位取得後の学位論文を機関リポジトリにより全文の公表を行う予定の者
 - イ 学位論文（P D F 形式）
 - ロ 論文内容要旨（P D F 形式）
 - ハ 学位論文の徳島大学機関リポジトリによる公表申請書（別記様式 1）
- (2) 学位取得後の学位論文を機関リポジトリにより全文の公表ができないやむを得ない事由がある者
 - イ 学位論文（国会図書館送付用紙媒体 1 部及び P D F 形式）
 - ロ 学位論文の要約（紙媒体 1 部及び P D F 形式）（別記様式 2）
 - ハ 論文内容要旨（P D F 形式）
 - ニ 学位論文の徳島大学機関リポジトリによる公表申請書（別記様式 1）

2 教育部長は、学位規則第 12 条第 2 項に定める学位授与の議決の報告の際に、前条項に定める書類等及び論文審査の結果の要旨（P D F 形式）を学長に提出するものとする。

(博士論文等の公表)

第 4 条 附属図書館は、前条の提出書類等のうち、次の各号に掲げる書類等を機関リポジトリにより公表を行う。

- (1) 学位論文（P D F 形式）
- (2) 論文内容要旨（P D F 形式）
- (3) 論文審査の結果の要旨（P D F 形式）

(公表保留の承認)

第 5 条 教育部教授会は第 3 条第 1 項(2)の申請に基づき、学位論文の機関リポジトリへの

公表保留の可否について審査する。

- 2 前項の審査を可としたときは、教育部長は、学位規則第12条第2項に定める学位授与の議決の報告の際に、前条に定める書類等及び論文審査の結果の要旨（PDF形式）を学長に提出するものとする。
- 3 学長は、学位論文の機関リポジトリの公表保留について、大学教育委員会の議を経て承認する。

（学位論文の要約等の公表）

第6条 附属図書館は、前条第3項に定める公表保留の承認後、前条第2項の提出書類等のうち、次の各号に掲げる書類等を機関リポジトリに公表する。

- (1) 学位論文の要約（PDF形式）（別記様式2）
- (2) 論文内容要旨（PDF形式）
- (3) 論文審査の結果の要旨（PDF形式）

（公表保留事由消滅）

第7条 第3条により学位論文の機関リポジトリによる公表を保留した学位取得者は、第3条第1項(2)の保留の事由に変更が生じた場合及び消滅した場合は、学位論文の徳島大学機関リポジトリによる公表に関する事由に係る報告書（別記様式3）を学位を申請した教育部の長に提出するものとする。

- 2 教育部長は、前項の書類を学長に提出するものとする。

（学位論文の全文公表）

第8条 附属図書館は、第3条第1項(2)により提出された学位論文を第6条により公表された学位論文の要約と差替するものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、博士論文等のインターネットの利用による公表について必要な事項は、大学教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月18日から実施し、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。